



納期限・口座振替日までに納付を

令和7年度 納期・納期限・口座振替日一覧表

	町税				後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	上下水道料金	公共下水道 事業受益者 負担金	利用者 負担額 (保育料)	納期限 口座振替
	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税 (普通徴収)					
4月		1期				1期 (2~3月分)		4月分	4/30(水)
5月			全期	1期 (暫定)				5月分	6/2(月)
6月	1期					2期 (4~5月分)		6月分	6/30(月)
7月		2期		2期	1期			7月分	7/31(木)
8月	2期			3期	2期	3期 (6~7月分)	1期	8月分	9/1(月)
9月				4期	3期			9月分	9/30(火)
10月	3期			5期	4期	4期 (8~9月分)	2期	10月分	10/31(金)
11月				6期	5期			11月分	12/1(月)
12月		3期		7期	6期	5期 (10~11月分)	3期	12月分	1/5(月) ※口座振替日 12/29(月)
1月	4期			8期	7期			1月分	2/2(月)
2月		4期		9期	8期	6期 (12~1月分)	4期	2月分	3/2(月)
3月					9期			3月分	3/31(火)

※上表以外に、前年度以前にさかのぼって課税される税(過年度分)があります。

△ 口座振替に関するご注意 △

- ・振替日の前日(営業日)までに、所定の金額を口座にご準備ください。当日の入金では振替できません。
- ・口座振替は各期(各月)に1回です。再振替はしていません。
- ・振替日に振替できなかった場合、後日郵送する「口座振替不能通知書兼領収書」(納付書)で納付してください。
- ・新たに口座振替を希望する場合、「口座振替依頼書」と預金通帳、印かん(通帳登録印)を依頼する金融機関へご提出ください。金融機関へ依頼した日の属する月の翌月から口座振替となります。「口座振替依頼書」は役場の各担当窓口や町内の金融機関で配布しています。
- ・口座振替を利用できる金融機関は次のとおりです。
(株)福岡銀行、福岡八女農業協同組合、筑後信用金庫、(株)ゆうちょ銀行(郵便局)、(株)筑邦銀行、(株)西日本シティ銀行

問い合わせ先

(町税) 税務会計課納税係 ☎ 0943-32-1114

(後期高齢者医療保険料) 住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112

(上下水道料金・公共下水道事業受益者負担金) 環境課上下水道係 ☎ 0943-32-1138

(利用者負担額) 教育委員会事務局子ども課こどもまんなか推進室 ☎ 0943-32-1194